

第112回『わかるように伝えていますか』

香川大学 坂井 聡

合理的配慮について考える

合理的配慮を考えると、特別扱いするということだという発想をもつ必要があるでしょう。合理的配慮は必要な支援を考える上で、重要な新しい考え方なのです。

合理的配慮は障害者の権利に関する条約に示されています。障害者の権利に関する条約の「第二十四条 教育」において、教育についての障害のある人の権利を認めています。権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するために、障害のある人たちを抱擁する制度（inclusive education system）等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」と位置づけています。そして、同条約の「第二条 定義」においては、「合理的配慮」は、「障害のある人が他の人と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されています。

簡単に言うと、すべての人が、同じ土俵の上に立って、同じ景色を見ることができるようするために、個々の状態に応じて便宜を図ること、これを合理的配慮と言うのです。ここで重要なことは、定義のなかで、特定の場合において必要とされるものと書かれている点です。これは、必要に応じて特別扱いしてもよいと述べているのです。同じ土俵に上げるための便宜を図るために、個別に特別扱いをしてもよいということなのです。また、「合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別にあたる」とも示しています。これまでは、特別扱いすることが差別であると考えられていました。しかし、新しい概念では、合理的配慮を否定することが差別とされているのです。つまり、特別扱いしないと差別になるということになるのです。

「みんな一緒なので、あの子だけを特別扱いすることは、よくないことではないか」という意見を聞いたことがあります。しかし、合理的配慮の考え方は、そうではないということです。特別扱いすることで、「みんなで同じ景色を見よう」と言う考え方なのです。

合理的配慮は、障害者の差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）では、公的機関は義務になっています。また、事業所などは努力義務となっています。学校などは公的機関なので、合理的配慮は義務になっていることを忘れてはならないのです。

合理的配慮の具体的な事例については、特別支援教育総合研究所のホームページに紹介されています。参考にしてみるとよいのではないかと思います。

～坂井聡先生の紹介～

((プロフィール))

香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了、香川大学教育学部附属養護学校など養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部障害児教育コース准教授。1997年には自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞。2013年より教授に就任。